

## 231117 第 10 回基本政策部会提出意見

北海道大学 松本伊智朗

今般の答申案の取りまとめに関して、座長、座長代理、事務局のご尽力に感謝する。また 10 月のパブリックコメント、意見を聴く取組等の実施と内容の整理に関するご尽力に、重ねて感謝する。今般のこども大綱の策定は、日本における子ども政策の歴史において一つの画期をなすものであり、特に子どもの権利を基礎において子ども施策の方向付けを行ったことの意味は大きい。一方で、今後議論を継続していくべき論点も残されていると感じている。以下、答申案と今後の進め方に関して、意見を述べる。

## 1 答申案に関して

## (1) 「就労しているこども」の権利保障に関する記載について

第 9 回部会において、ライフステージ別の重要事項の「学童期・思春期」に、アルバイトを含む「就労しているこども」の権利保障について明記すべきという意見を述べ、複数名の委員から賛同の発言があった。また部会内で、修文案の提案を行った。この点は、答申案には反映されていないが、入れるべきではないか。入れないという判断になる場合、その理由の説明を求めたい。

## (2) 「公教育の再生」という表現の見直しについて

第 9 回部会において、「公教育の再生」(答申案 P24) という表現を見直すことを提案し、他委員からも賛同の発言があった。部会長からは「公教育の質をより高め、公正の実現を図る」という表現ではどうかという提案があり、事務局からも項目のタイトルを「質の高い公教育」とする可能性についても提案があった。答申案ではこの点が反映されていないが、第 9 回の部会長、事務局の提案に沿って修正すべきではないか。修正しない場合、その理由について説明を求めたい。

## 2 今後の進め方について

## (1) 「こどもまんなか実行計画」における「子どもの貧困対策」の明確化について

第 9 回部会において、全体として以前の三大綱の一つである「子どもの貧困」に関する記載が不足しており、このことが自治体における関係施策の後退を招く可能性に対する危惧を意見として提出した。「子どもの貧困対策に関する大綱」がこども大綱に統合されたことで、子どもの貧困対策の枠組みがかえって見えづらくなる可能性もある。この危惧に対応するために、「こどもまんなか実行計画」において、子どもの貧困対策の位置づけを明確に記載すること、あわせて以前の「子どもの貧困対策大綱」の各部分が「こどもまんなか実行計画」のどの部分と対応するのか、明示すべきだと考える。

(2) 「こどもまんなか実行計画」策定に関する各部会での意見の反映について

「こどもまんなか実行計画」の策定に関して、関係する部会（本部会を含む）での議論を行い、意見を集約、反映させるプロセスを経ることを求める。

(3) 残された論点の整理と共有について

今後の各部会での議論、および5年後を目途にしたこども大綱の見直しの素材の一つとして、残された論点を整理し各部会において共有することを求める。

まず、9月の中間整理案に関して各部会で議論がなされ、9月のこども家庭審議会で報告がなされたと承知している。各部会からの提出資料を見る限り、多くの論点や要望が出されているが、本答申案に反映されなかったものもある。

また本部会の議論においても、継続して議論すべき論点が残されていると判断している。例えば子どもの権利擁護に関する「第三者機関の設置」については、今後検討を続けていくことを議事録に残すという確認がされている（第9回部会）。また例えば、松本が第9回部会で提出した、「青年期」の重要事項として「居住」「DV問題」「特に困難を経験している女性への支援」を記載するという点について、事務局からは他での記載があるので不要という説明がなされているが、議論が尽くされていないと判断している。

こうした諸点の整理と共有が、今後の議論と見直しに際して必要であると考え。また意見聴取の取組結果や各団体からの意見書についても、同様の確認が必要ではないか。

(4) なにがどう変わるのか、という点の提示

今回のこども大綱の策定によって、具体的な制度・政策の「なにがどう変わるのか」という点が社会の関心事であろう。本日配布資料1-1の末尾に示される、こども大綱中間整理案に対する評価アンケートの結果によれば、「充実していない」とする評価が「充実している」とするものよりも多数を占め、かつ「わからない」の比率が高いことは、この点が不明確であることが背景にあると推察する。「こどもまんなか実行計画」と併せて、この点を積極的に提示していくことが必要であると考え。

以上